

「誰一人取り残されないデジタル活用支援推進事業」業務仕様書（案）

長野県企画振興部DX推進課

この仕様書は、誰一人取り残されないデジタル活用支援推進事業を委託するに当たり、必要な事項を定めるものである。

1 業務名

誰一人取り残されないデジタル活用支援推進事業

2 業務目的

デジタル格差の解消を図り、誰もがデジタル化の恩恵を受けられる社会を目指すべく、デジタル活用に不安のある高齢者等に対し、スマートフォンの基本的操作から行政手続に至るまでの利用方法に関する助言・相談等を行う講習会を開催する。

3 委託期間

契約日から令和8年3月13日（金）まで

4 業務内容

（1）から（3）までを踏まえて、スマートフォンの基本的操作から行政手続に至るまでの利用方法に関する助言・相談等を行う講習会の企画及び運営を行うこと。なお、（1）から（3）までの内容の充実に加えて、業務目的を達成するために独自の提案がある場合は、その内容を含めて企画提案すること。

（1）講習会の実施について

ア 受託者は、（ア）、（イ）の要件をいずれも満たす形で、計9町村以上で講習会を実施すること。

（ア） 別紙に掲げる開催**必須**の6町村にて講習会を実施すること

（イ） 別紙に掲げる開催**任意**の32町村より、3町村以上を選択し、講習会を実施すること

イ 受託者は、十分な数の講師及び必要に応じてアシスタントを用意するなど、適切に受講者のサポートを実施できる体制を構築した上で実施すること。また、オンラインによる講習会も可とするが、オンライン参加は講師のみとし、必ず講習会の現地で受講者をサポートするアシスタントを用意した体制とすること。

ウ 受託者は、（2）の一連の講習内容を、1町村当たり10時間程度（1講座当たり1時間程度）を目安として、複数回に分けて実施すること。

エ 1回当たりの定員は5人以上とし、受託者が判断することとするが、できるだけ多くの受講希望者に対応できるようにすること。

オ 会場は、受講者の利便性を踏まえて効果的な場所を選定すること。また、より多くの方に受講してもらえるよう、実施日に向けて時間に余裕をもった広報活動を行うこと。

カ 使用する端末（スマートフォン）は受託者の負担により用意するものとするが、受講者が希望する場合は、受講者が所有する端末を使用することも可とすること。

キ 受託者の負担にて用意した端末（スマートフォン）に係る通信料（データ通信料を含む）は、受託者の負

担とすること。

(2) 講習会の内容について

ア 受託者は、総務省「デジタル活用支援推進事業」において総務省が提供した教材を用い、同事業で指定されている講座内容（下表）に準じた講習会を実施すること。ただし、「長野県がおすすめするアプリ、サイトの利用方法」については、委託者が指定する資料を用いて講座を行うこと。

イ 受託者は、下表に示す講座内容のうち、基礎は8項目全て、応用は「長野県がおすすめするアプリ、サイトの利用方法」を含む3項目以上を選択し実施すること。

講座内容	基礎	応用
電源の入れ方、ボタン操作の仕方	●	
電話のかけ方、カメラの使い方	●	
アプリのインストール方法	●	
インターネットの利用方法	●	
メールの利用方法	●	
地図アプリの利用方法	●	
メッセージアプリの利用方法	●	
スマートフォンを安全に使うためのポイント	●	
マイナンバーカードの申請方法		●
マイナポータルの活用方法		●
マイナ保険証利用手続、公金受取口座の登録方法		●
ハザードマップポータルサイトの利用方法		●
オンライン診療の利用方法		●
デジタルリテラシーの向上		●
スマホで確定申告（e-Tax）の利用方法		●
長野県がおすすめするアプリ、サイトの利用方法		●

ウ 受託者は、端末（スマートフォン）の種類にかかわらず、受講者が操作方法を理解できる内容の講習会を実施すること。

エ 受託者は、各回の講習会終了後、受講者を対象に任意回答形式のアンケートを実施すること。アンケート内容は、受講者の年齢、講習会に対する満足度、今後の要望等、事業の分析・評価に資する項目を含むものとし、得られた回答を取りまとめの上、（4）の成果品と併せて委託者に提出すること。

(3) 講習会における禁止事項

ア 座学のための講習会としないこと。（受講者が実際にスマートフォン端末操作を行う形式とすること。）

イ 受託者は、講習会において営業行為を行わないこと。

ウ 受託者は、いかなる名目であっても受講者から料金を徴収しないこと。

エ 受講者の募集に当たっては、受講者を特定の属性を有する者に制限する条件は設けず、誰もが参加できるものとする。特定の属性を有する者にのみ周知・広報を行うなど、事実上、受講者が特定の属性を有する者に限られることとなることも行わないこと。

(4) 成果品

受託者は、業務完了後、委託者が指定する日までに業務完了報告書を電子データ（PDF 形式及び Word 等の編集可能な形式）で委託者に提出すること。

5 再委託

- (1) 受託者は、業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に委託者に対し、再委託先の名称、代表者氏名、その他必要な事項を報告し、委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (2) 受託者は、業務を第三者に再委託した場合は、当該委託先に対して、本仕様書に定める受託者の義務と同等の義務を負わせるとともに、委託者に対して当該再委託先の全ての行為及びその結果についての責任を負うものとする。

6 権利関係

- (1) 制作物が他者の所有権や著作権を侵すものではないこと。
- (2) 業務に関する所有権や著作権は、原則として全て委託者に帰属し、委託者は事前の連絡なく加工及び二次利用できるものであること。ただし、受託者が従来から権利を有している受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、委託者は権利留保物について当該権利を非独占的に使用できることとする。

7 個人情報の取得・保護・管理等

- (1) 受託者は、業務の実施上知り得た情報について、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。また、契約期間終了後も同様とする。
- (2) 受託者は、個人情報の保護に十分に注意し、流出・損失を生じさせてはならない。
- (3) 受託者は、成果品（業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複製させ、又は譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

8 その他

- (1) 受託者は、法令並びに本県の条例、規則及び規程を遵守し、委託者が最適な成果を得られるよう誠実に業務を実施すること。
- (2) 受託者は、業務の実施に当たり、委託者と十分に協議を行うこと。
- (3) 受託者は、仕様書に定めのない事項その他の業務の実施に係る疑義が生じた場合は、その都度、委託者と十分に協議を行った上で実施すること。

(別紙)

講習会実施候補市町村

1 開催を**必須**とする町村

下表に示す 6 町村にて、講習会を実施すること。

地域	町村名
上伊那	宮田村
南信州	大鹿村
木曽	南木曽町

地域	町村名
木曽	木祖村
松本	生坂村
北信	山ノ内町

2 開催を**任意**とする町村

下表に示す 32 町村から 3 町村以上を選択し、講習会を実施すること。

地域	町村名
佐久	佐久穂町
佐久	川上村
佐久	南相木村
佐久	北相木村
佐久	御代田町
佐久	立科町
上田	長和町
上田	青木村
諏訪	富士見町
上伊那	辰野町
上伊那	飯島町
上伊那	南箕輪村
上伊那	中川村
南信州	松川町
南信州	阿南町
南信州	平谷村

地域	町村名
南信州	根羽村
南信州	下條村
南信州	売木村
南信州	泰阜村
南信州	喬木村
南信州	豊丘村
木曽	上松町
木曽	王滝村
木曽	大桑村
北アルプス	白馬村
長野	小布施町
長野	高山村
長野	飯綱町
北信	木島平村
北信	野沢温泉村
北信	栄村

参考地図（赤色背景が講習会開催必須の町村）

